報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	大池　幸彦
登録番号又は法人番号	２３０２１４８８
所属する単位会	秋田県行政書士会
事務所名称	行政書士大池幸彦事務所
事務所所在地	秋田県秋田市東通１丁目１９番１８号東通ビル１０２
処分年月日	令和８年９月１６日
処分内容（種類）	７日間の業務の停止（令和８年９月２４日から同月３０日まで）
上記処分をした理由	①　当該行政書士は、司法書士の資格及び登録を有しないにもかかわらず司法書士法に定められた司法書士の業務を行った。 ②　当該行政書士は、３枚の職務上請求書を行政書士の業務外で又は不適切な記載をして使用し、住民票の写しを取得した。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	①　行政書士法の一部を改正する法律（令和７年法律第６５号）による改正前の法第１条の２第２項 ②　法第１０条及び第１３条